

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

行方市長 鈴木 周也

市町村名 (市町村コード)	行方市 08233
地域名 (地域内農業集落名)	玉造地域 玉川地区 (荒宿・藤井・根古屋・西谷・西蓮寺集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田については、担い手の高齢化が進んでおり、リタイヤも発生している。
施設野菜(水菜、イチゴ等)の規模は現状維持である。
玉造南部土地改良区は、耕作しやすい。
畑については、他地域から担い手が入ってきており、サツマイモ(甘藷)の作付けが増えている。
サツマイモ(甘藷)の作付けの増加により、耕作放棄地は発生していない。
施設野菜や、エシャレットの規模は現状維持である。
サツマイモ(甘藷)は、10年前より大きく単価が上がっている、そのような参入を誘引する経済的な魅力づくりが重要である。
イノシシ対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

サツマイモ(畑)と水稻(田)を主要作物としつつ、地域の特産物であるサツマイモ(甘藷)や施設・露地野菜を段階的に集積・集約を推進し、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	303 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	303 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

水田は現在、担い手が複数人いるものの、規模拡大は見込めないことから、他集落からの担い手(経営体)に担ってもらおう。
畑は集落内にほとんど担い手がないため、他集落からの担い手(経営体)に担ってもらおう。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用し農地を貸し付けていく。
担い手(経営体)が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手へ再配分を進めることができるよう、機構を通じて担い手(経営体)への貸付けを進めていく。
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
その際、所有者の貸付意向時期にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や汎用化等への基盤整備に取り組む。
時期は10年後を目途に計画していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外を問わず、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業者の高齢化や人材不足を鑑み、農作業委託や農業作業人材の確保等・情報提供など多岐にわたり農業協同組合による支援を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取り組み・・・地域による鳥獣被害対策の点検(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築に取り組む。被害を受ける恐れのある農地への電気柵や防護網の設置助成に取り組む。
⑧自然災害対策への取り組み・・・暴風雨等の被害防止のための対策として農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済やセーフティネット等への加入推進をしていく。